

委員会活動報告～会員交流委員会～

訪問介護サービス事業所との交流会



令和6年6月12日に浜の宮松竹園新館地域交流室で、訪問介護事業所の方々と交えた交流会を開催いたしました。今年度は介護保険制度の改正もあり、介護支援専門員と訪問介護事業所という立場で、利用者の支援等の情報共有や意見交換を行い、あっという間の2時間でした。開催にあたり、委員会メンバーの貴重な意見や開催場所の提供の協力があり、この度開催することができました。ありがとうございました。

委員会のご紹介(令和6年度)

医療介護連携委員会

広報委員会

会員交流委員会

防災対策委員会

薬剤師会・歯科医師会

事業所連携委員会

加古川支部では専門職としての役割を果たすため、様々な活動をしています。
皆さんの力で一緒に盛り上げていきましょう!!

【こんな活動もしています】

- 基礎研修、気づきの事例検討会の開催、振り返りの企画・運営を行っています。
- 職能団体として社会に対する責任を果たすため、行政・各関係機関との会議において現場での課題を提起しています。
- 播磨町の自立支援型地域ケア会議に主任介護支援専門員の立場で助言者として参加しています。
- 東播認知症教室に専門スタッフとして参加しています。



新規会員
募集中!!

兵庫県介護支援専門員協会 加古川支部 事務局

TEL 079-492-7601 FAX 079-492-7605 ✉jim@care-mhs.net

【編集後記】

今号も「加古川支部便り」をお読みいただき、ありがとうございます。
この広報誌が、会員の皆様との架け橋になれば幸いです。 広報委員会

兵庫県介護支援専門員協会 加古川支部

加古川支部便り

令和6年8月発行 vol.4

支部長からのあいさつ

いつも支部活動にご協力とご理解を賜り、ありがとうございます。支部長を拝命し2年目となります。地域や関係機関、行政と連携し、介護支援専門員と行政等とのよりよい関係作りに少しでも寄与できればと考え活動しています。会員の皆さま同士との交流も大事だと思っています。皆さまが「本会に入会していて良かった」と思える会となれば嬉しいです。若輩ではありますが、今年もよろしくお願いいたします。



兵庫県介護支援専門員協会 加古川支部長 花田原樹(介護相談室あえる)

総会のご報告(令和6年5月29日)

加古川市総合福祉会館にて加古川支部の令和6年度の総会が開催されました。昨年度の事業・収支決算報告、今年度の事業計画および収支予算案の協議が行われ原案通り承認されました。また、支部長より新役員の紹介や各委員の説明がありました。ご協力ありがとうございました。



記念講演会のご報告(令和6年5月29日)

総会のあとの記念講演会では、加古川市役所の介護保険課、高齢者・地域福祉課、防災対策課、法人指導課により、市の現状および今後についての説明がありました。目まぐるしく変わる昨今において、最新情報が共有できて、有意義な時間になりました。



加古川支部 各担当役員からのメッセージ

花田 原樹

介護相談室あえる

支部長

防災対策委員会

医療連携委員会

「いつもありがとうございます。今年もよろしくお願いします」

松本 崇

特別養護老人ホーム稲美苑

副支部長

事務局

会員交流委員会

「事務局としても支部活動へ貢献できるよう尽力します」

吉田 真美

あっぶる居宅介護支援事業所加古川

副支部長

広報委員会

気づきの事例検討会

「また1年がんばります。よろしくお願いいたします」

長谷川 佳生

加古川市社会福祉協議会

副支部長

事業所連携委員会

薬剤師会・歯科医師会連携委員会

「任期最終年度。ケアマネ会のブランディングに努めます」

井上 仁美

大地介護相談センター

理事

気づきの事例検討会推進部会

「稲松先生を迎え、和気藹々と真面目に勉強会を行います！」

金栗 寛

スマイルサポートセンター野口居宅介護支援事業所

理事

会員交流委員会

「昨年度に引き続き今年度も宜しくお願いいたします」

中筋 智志

順心会居宅介護支援センター加古川

理事

事業所連携委員会

「よろしくお願いします」

西川 孝

スマイルサポートセンター石守居宅介護支援事業所

理事

薬剤師会・歯科医師会連携委員会

「昨年度より引き続き宜しくお願い申し上げます」

濱野 雅人

鶴林園居宅介護支援センター

理事

広報委員会

「微力ながら支部活動のお役に立てるよう努めます」

井上 美鈴

順心会居宅介護支援センター加古川

監事

防災対策委員会

「想定外の災害も含めて減災について一緒に考えましょう」

横手 貴裕

順心病院居宅介護支援センター

監事

医療介護連携委員会

「残り1年の任期を老骨に鞭打って頑張りたいと思います」

江野脇 美佳

スマイルサポートセンター石守居宅介護支援事業所

会計

「会計担当いたします。過不足なく出納管理を行います」

特集
[vol.2]

ケアマネジャーが知っておくべき 「障害福祉サービス等」について②

特定相談支援事業所いっき 樹下和幸

在宅障がい者のサービス等利用計画を作成する場合における介護保険と障害福祉サービスの関係性です。まず、ここで言う「障がい者」とは、「身体・知的・精神障がいがあり、障害福祉サービス受給者証を有する者」と定義します。

障がい者が現に受けている障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、介護保険サービスを優先的に利用することが基本となります。（障害者総合支援法第7条）。

一方で、障害者の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスのみでは必要な支援を受けることができないことも想定されます。

前述の「障がい者」が①特定疾病による第2号被保険者の場合 ②65歳に到達し、介護保険サービスに移行される場合には、個別の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、介護保険サービスにより必要な支援を行うことが可能であるかどうかについて、担当市町の介護保険課と相談・協議を行ってください。その結果、介護保険サービスのみでは必要な支援を受けることができない場合は、介護保険サービスと障害福祉サービスの「併給（へいきゅう）」となります。その場合のサービス利用計画は、原則的には介護支援専門員が居宅サービス計画書（または介護予防支援サービス計画表）のなかで障害福祉サービスを位置づけることになります。特別に行政が認める事情がある場合には例外的に、障がい者支援担当の担当者及び相談支援専門員とも連携の上、作成することになります。

活動報告（気づきの事例検討会推進部会より）

令和6年7月26日に「総合在宅ケアセンターかんの会議室」にて「対人援助に関することや事例の書き方等の勉強会」を開催しました。稲松真人先生（兵庫県対人援助研究所）がスーパーバイザーとなり事例検討を行う上での留意点を分かりやすく学ぶことができました。



【今後の予定】皆さんの参加をお待ちしています。

- ①令和6年11月22日（金）18:00～ 「気づきの事例検討会」
- ②令和7年 1月24日（金）13:30～ 「公開事例検討会」